

**宮城県議会議会改革推進会議  
中間報告書**

**令和2年7月**

**宮城県議会議会改革推進会議**

## 目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目	1
3	検討結果	1
	■検討項目1 「予算調製方針の説明」の実施のあり方	2
	■検討項目2 投票率の向上に向けた取組	4
4	終わりに	5

### 資料編

[資料1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	6
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	8
[資料2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	9
[資料3]	議会改革推進会議の検討経過	10
[資料4]	議会改革推進会議における新規検討項目候補	11
[資料5]	宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一 に関する検討結果(主な手法や課題等)	12

## 1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

## 2 今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目

今期の推進会議は、令和2年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、令和2年7月21日までの期間中、合計7回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

検討項目については、各会派からの提案などを基に委員間で討議した結果、前期からの申し送り事項である『『予算調製方針の説明』の実施のあり方』に、「投票率の向上に向けた取組」と「議事録のあり方」を加えた3点とすることとした。〔資料4〕

## 3 検討結果

委員間討議では、『『予算調製方針の説明』の実施のあり方』や「投票率の向上に向けた取組」に関して様々な意見が出されたが、その討議結果に関して、各会派間で合意に至った事項を中間報告書として取りまとめたものである。

## ■ 検討項目1 「予算調製方針の説明」の実施のあり方

---

### ～実施時期や実施回数を見直し～

#### (1) 現状と課題

「予算調製方針の説明」については、本県執行部との調整を経て、平成25年度からは、原則として、9月上旬と11月上旬の年度中の2回にわたって実施してきたものである。

しかしながら、これまでの実施状況を踏まえると、国と県の予算編成スケジュールとの関連で、議会の意見が十分に反映されにくい状況にあるとの問題提起を受けて、前期の推進会議から「予算調製方針の説明」の実施時期や実施回数を見直しの可否を検討してきたものである。

#### (2) 委員間討議の経過（主な意見）

上記(1)の状況から各会派の合意の下、今期の推進会議においても「予算調製方針の説明」の実施のあり方についての検討を行うこととなったが、前期の推進会議と同様に見直しをすべきとする意見と見直しをすべきではないとする意見に分かれる状況が続いた。

「予算調製方針の説明」の実施のあり方について見直しをすべきとする委員の主な意見としては、「現状の『予算調製方針の説明』は、当初の開催目的が見失われて形骸化している。質疑内容についても2回とも同じような内容となっており、議会の改選期には1回の実施となっていることから、実施回数を1回に減らして内容を充実化し、実施時期も見直したほうがよい。」というものであった。

一方で、見直しをすべきではないとする委員の主な意見としては、「『予算調製方針の説明』の実施を2回から1回へと回数を減らすことは、議会が執行部をチェックする機会を減らすことにつながる。現状の実施時期については理にかなっており、見直しの必要はない。」というものであった。

委員間討議を重ねた結果、最終的には、内容の充実化を図る方策を講じながら、「予算調製方針の説明」の実施時期や実施回数を見直すとの結論に至った。

### **(3) 今後の「予算調製方針の説明」の実施の方向性**

委員間討議における各委員の意見を集約した結果、実施回数は年度中1回とし、実施時期は9月定例会閉会后とするとともに、「予算調製方針の説明」の内容の充実化を図るため、これまでは概ね半日であった1回当たりの審議時間を、概ね1日に延長することや、執行部に対して9月定例会中に会派ごとに十分な事前説明を行うことを求める必要があるとの結論に至った。

なお、「予算調製方針の説明」の実施のあり方については、次期の推進会議において、状況に応じて検討を行っていくこととしたい。

## ■ 検討項目 2 投票率の向上に向けた取組

---

### ～宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一～

#### (1) 現状と課題

宮城県議会議員選挙の投票率は、令和元年10月に執行された宮城県議会議員選挙において、県平均の投票率が過去最低を更新するなど低下傾向にある。

選挙は、国民（県民）が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであるから、この投票率の低下傾向に歯止めをかけるためにも、投票率を向上させるための方策などを検討すべきとなったものである。

#### (2) 委員間討議の経過（主な意見）と宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一の方向性

上記(1)の状況から各会派の合意の下、今期の推進会議では、投票率の向上に向けた取組を検討することとなったため、その審議の進め方を委員間で協議した結果、これまでも実現が模索されてきた宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一に関する検討を先行して実施することとなった。また、宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日を統一させるための手法として、国に公職選挙法の改正や特例法の制定などを求めることや議会を自主解散することなどが考えられるが、いずれの手法についても、様々な課題等があり、容易に結論が出せるものではないということについても各会派の意見が一致した。

このため、推進会議では、一つの手法に絞り込むようなことはせずに、「90日特例の適用範囲の拡大を目指す場合」、「宮城県議会の解散を行う場合（仙台市議会議員選挙に合わせる場合）」及び「宮城県議会及び仙台市議会の解散を行う場合」という三つの手法の課題等の取りまとめに留めるべきであるとの結論に至った。〔資料5〕

## 4 終わりに

今期の推進会議では、これまで、「予算調製方針の説明」の実施のあり方と投票率の向上に向けた取組のうちの宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一についての検討を重ねてきた。

「予算調製方針の説明」の実施のあり方に関しては、前期の推進会議から継続して検討を行ってきたものであるが、1回当たりの審議時間を延長することや十分な事前説明が行われることを前提に、実施時期や実施回数の見直しを行うこととなった。内容の充実化及び効率化が期待されるところであるが、なお引き続き検討を要することとする。

投票率の向上に向けた取組のうちの宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一については、今回、主な手法の課題等が明らかになった。今後は、仙台市議会などの関係団体との間で選挙期日の統一に関する共通認識の醸成が図られることが期待されるところである。

今期の推進会議では、中間報告書提出後も、引き続き、投票率の向上に向けた取組や議事録のあり方についての検討を行っていくこととしたい。

## ■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項



(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

## ■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の名称	組織の性格	設置期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革検討委員会	議長の諮問機関 (設置要綱)	H7. 10～ H8. 12	各会派から 1名以上で、 10名以内	議会情報公開、 議会運営等に 関する諸事項 について	①情報公開要綱の制定（H9. 4から情報公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償は、日額とし、 土・日・祝は原則として支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策特別 委員会	特別委員会 (法定)	H12. 7～ H13. 6	<全会派 10人>	地方分権及び 議会機能強化等 に関する諸施策 について	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課ご政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の交付に関する 条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13. 8～ H15. 3	<全会派 9人>	議会運営、議会 の経費節減等 について	①議員宿舎や議会バスの廃止等による議会の経費節 減 ②議会広報テレビ番組の製作や、IT化の一環とし て議会LANを構築し、議会広報の充実等を図る。 (経費節減分を活用)
4	議会改革 推進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15. 10～ H19. 4	議員全員 63人	地方分権の推進 や分権時代にふ さわしい議会の あり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導入。 予算・決算特別委員会での説明用パネルの使用を 認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。また、委員会 で条例制定のために有識者から意見を徴する場合 の経費を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18. 6公布。改正内容：臨時 会の招集請求権、委員会制度に関する事項、専門的知見 の活用等）に応じた議会とする。
5	議会改革 推進調査 特別委員会	特別委員会 (法定)	H20. 7～ H21. 6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本 条例の制定に 向けた検討	H21年6月定例会に宮城県議会基本条例を提案し、全 会一致で可決
6	議会改革 推進会議	「協議等 の場」 (運営要綱)  ※議会基本 条例の制定 を受け、H21 年6月定例 会で自治法 の「協議等 の場」とし て設置	H21. 7～	～H23. 6 <全会派 14人>  H23. 12～ H27. 11 <全会派※ 15人> ※1人会派を併せて 1会派とカウント  H28. 3～ R1. 11 <全会派 14人>	議会改革の推進 に関する事項 (議会運営委員 会の担任事項を 除く。)	○H21. 7～H25. 11 ・議会運営委員会と役割分担しながら、条例の具体 化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監査委員に係る 検討 ○H26. 2～H27. 11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震災の議会の対応 記録並びに検証及び提言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28. 3～H29. 2 ・政務活動費の在り方に係る検討 ○H29. 3～H29. 11 ・議会における住民参加（傍聴環境、県民との意見交換 会）に係る検討 ○H29. 12～H30. 11 ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討 ○H31. 1～R1. 9 ・常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方の検討 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討

## ■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎	安藤俊威 佐々木喜藏 高橋伸二 遠藤隼人 高橋宗也 村上久仁 櫻井正人
みやぎ県民の声	○	境恒春 小畑きみ子
日本共産党宮城県会議員団		天下みゆき
公明党県議団		庄子賢一
社民党県議団		岸田清実
無所属の会		渡辺忠悦
21世紀クラブ		吉川寛康
緑風会		高橋啓

(◎は委員長，○は副委員長)

## ■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和2年 1月21日(火)	<b>議会改革推進会議（1回目）</b> ○正副委員長の互選（安藤俊威委員長，境恒春副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月 6日(金)	<b>議会改革推進会議（2回目）</b> ○議会改革推進会議における検討項目について
4月21日(火)	<b>議会改革推進会議（3回目）</b> ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
5月21日(木)	<b>議会改革推進会議（4回目）</b> ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
6月15日(月)	<b>議会改革推進会議（5回目）</b> ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
7月 3日(金)	<b>議会改革推進会議（6回目）</b> ○中間報告書素案について
7月21日(火)	<b>議会改革推進会議（7回目）</b> ○中間報告書案について（中間報告書の決定） ○議会改革推進会議における新規検討項目について
7月27日(月)	<b>議会改革推進会議中間報告書提出</b> ○正副委員長から正副議長に報告

## ■ 議会改革推進会議における新規検討項目候補

※           内は今期の検討項目

### 1 議会の運営

- (1) 特別委員会のあり方
- (2) 本会議場や大会議室におけるパネルや資料の提示
- (3) 議会におけるICT活用
- (4) 議会基本条例の検証

議事録のあり方

### 2 議会における住民参加

- (1) 議会における住民参加
- (2) 各分野の関係団体等との意見交換等

### 3 議会の広報

- (1) 県議会の広報のあり方

### 4 その他

- (1) 応招旅費の公務諸費
- (2) 投票率の向上に向けた取組

■ 宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一  
に関する検討結果（主な手法や課題等）

	90日特例の 適用範囲の拡大を 目指す場合	県議会の解散を行う場合 (仙台市議会議員選挙に 合わせる場合)	県議会及び仙台市議会の 解散を行う場合
法改正等の対応	必要  公職選挙法の改正等の 対応が必要	不要  地方公共団体の議会の解散 に関する特例法	不要  地方公共団体の議会の解散 に関する特例法
想定される 選挙期日	9月23日から10月16 日までの間のいずれかの日	概ね8月	—
	仙台市議会議員の任期満了 日から50日後と宮城県議 会議員の任期満了日の50 日前の間	仙台市議会議員の任期満了 日の前30日以内	統一地方選挙に合わせての 解散も考えられる
任期の開始日	仙台市議：選挙期日	仙台市議：任期満了日の翌日	仙台市議：選挙期日
	県議：任期満了日の翌日	県議：選挙期日	県議：選挙期日
議員の 不在期間	あり	あり	あり
	仙台市議会議員の任期満了 日が8月27日となっており、 仙台市議会において、当 選人が決定されるまで議員 の不在期間が生じる	県議会において、解散から 当選人が決定されるまで議 員の不在期間が生じる	両議会において、解散から 当選人が決定されるまで議 員の不在期間が生じる
県議会への影響	あり	なし	—  (解散時期による)
	9月定例会の日程を調整す る必要がある		両議会で解散する時期を調 整する必要がある

	<p>90日特例の適用範囲の拡大を目指す場合</p>	<p>県議会の解散を行う場合 (仙台市議会議員選挙に合わせる場合)</p>	<p>県議会及び仙台市議会の解散を行う場合</p>
<p>その他の課題など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市議会議員選挙のみならず、県内（外）の地方公共団体の長と議会の議員の選挙に影響を与える可能性がある。</li> <li>・白石市議会議員選挙については90日特例の適用対象とならない。</li> <li>・仙台市議会において、9月定例会の開催が困難となる。</li> <li>・宮城県議会において、選挙後に開催される9月定例会を選挙前の構成で行うこととなる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙期日によっては、仙台七夕まつりの期間やお盆期間に選挙がかかることとなる（令和5年度の選挙は、仙台七夕まつりの期間やお盆期間にかかる可能性が高い）。</li> <li>・現在は、宮城県議会議員の任期満了日は、亘理町議会議員、山元町議会議員、女川町議会議員と同一であるが、宮城県議会が自主解散することで、これらの任期満了日との乖離が生ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の解散することに係る両議会（両議会の議員）の意思が完全に一致することが必要不可欠である。また、解散時期や解散に当たって必要となる手続に関しても、両議会において、事前に綿密な調整を図った上で、適切に進行管理を行う必要がある。</li> </ul>